

意見書の要旨

東京都市計画地区計画補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区地区計画に係る都市計画の原案を、平成29年9月15日から平成29年9月29日まで2週間公衆の縦覧に供し、都市計画法第16条第2項の規定により、平成29年10月6日まで3週間意見書の受付を行ったところ、地権者から1通(4名)の提出があった。なお、地権者以外からは6通(3名3団体)の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
東京都市計画地区計画補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮	<p>A 地権者からの意見要旨</p> <p>1 地区計画に関する意見</p> <p>(1) 補助52号線建設計画への反対を表明する。都の道路建設そのものの撤回を要求する以上、区の街づくりも初めから見直すことを要求する。</p> <p>道路の建設による騒音、振動、大気汚染、災害時の渋滞による救援の遅れ、沿道高層建築物からの看板等の落下などが予想される。どのようにして静かな環境を守り育てることができるのか。</p> <p>2 その他の意見</p> <p>(1) 補助52号線建設計画への反対を表明する。道路と周辺区域が実際にどう変わるのか、具体的に予想できるような三次元シミュレーション図面が示されていないため、提示を要求する。</p>	<p>(1) 区では、これまで補助52号線の整備を前提として街づくりを検討してきました。</p> <p>沿道周辺の閑静な住宅街を守り育てるということを目指のひとつとし、地区幹線道路沿道にふさわしい街並み形成をめざします。</p> <p>(1) 都市計画道路の整備は東京都の事業で行っています。これまでも道路整備についてのご意見は、補助52号線の事業者である東京都に伝えてきました。東京都の担当部署にお伝えします。</p>

<p>坂 地 区 計 画</p>	<p>B 地権者以外の方からの意見要旨</p> <p>1 地区計画に関する意見</p> <p>(1) 初めて説明会に参加したが、懇談会で議論された要望・懸案事項の回答が得られていないという参加者が数名いたり、道路整備による延焼遮断帯の形成への疑問を示した参加者がいたことに驚いた。参加者から怒号が飛び交う説明会ではこの先不安で心配である。</p> <p>(2) 道路計画の中止を求める立場からの意見であるが、区が補助52号線整備により街が大きく変わると述べているように、補助52号線整備により車の流入など沿道20mの範囲以上に大きな影響を受ける。沿道20mの範囲で地区計画を変更するとしているが、範囲を広げるべきである。</p> <p>(3) 区は街づくりのお知らせを沿線20mの範囲で各戸に配布し周知していると聞いた。大型道路とその街づくりは広範囲に影響する。周知の範囲を道路両サイド50～60mに広げるなど広く住民に周知徹底すべき。周知徹底、再度の説明及び改善を求める。</p> <p>(4) 当地域は、小売店舗を除いて、住宅専用地域として存在してきた。用途地域は、今までどおりの形態で不自由はない。</p> <p>(5) 梅丘3丁目旧若林中学校周辺、世田谷中学校から補助154号線周辺、梅丘2丁目周辺、豪徳寺2丁目の豪徳寺側一帯、宮坂1丁目の世田谷小学校側については現行の第一種低層住居専用地域を据え置くように提案する。</p>	<p>(1) 平成26年度から街づくり懇談会を9回開催し、地区の皆様と意見交換や検討を行いました。地区の皆様のご意見を踏まえ、今回の地区計画(原案)を提案しています。</p> <p>(2)(3) 区では、補助52号線を地区幹線道路と位置づけており、世田谷区土地利用基本方針を踏まえ地区幹線道路の沿道の範囲を20mとしています。地区計画は、地区幹線道路の整備に伴う地区幹線道路沿道にふさわしい街並みを考えるため、20mの範囲を設定しています。また、周知範囲につきましては、沿道30mの範囲に街づくりニュースを配布し周知を行ってきました。</p> <p>(4)(5) 本地区は世田谷区都市整備方針において、補助52号線の整備にあわせ、沿道の不燃化や土地利用、周辺の住環境との調和など、沿道の街づくりを検討するエリアとなっています。平成26年度から街づくり懇談会を9回開催し、地区の皆様と意見交換や検討を行いました。地区の皆様のご意見を踏まえ、地区幹線道路の沿道としてふさわしい土地利用を誘導していく都市計画としています。</p>
----------------------------------	---	--

(6) 環境も安全も防災も犠牲にする道路づくりを前提にしないとできない地区計画、街づくり計画ならば、せっかくの立派な設計、誠に残念であるが中止していただくしかない。

2 その他の意見

(1) 補助128号線(城山通~ユリの木通間)の沿道型地区計画の策定を強く要請する。補助128号線当該区間は補助52号線とほぼ同条件下にあり当区間隣接の補助128号線沿道は用途地域等が変更されている。当該区間についても沿道地区計画等が策定されて然るべきではないかと考える。少なくとも、「第一種低層住居専用地域」を「第一種中高層住居専用地域」または「第一種住居地域」への用途地域の変更を要請したい。

(2) 補助52号線整備にあたり、計画路線から外れ、現状の滝坂道が残る部分は篠竹を使った緑地にし、現在の滝坂道の道筋がわかるような構造にしてほしい。

(3) 道路建設でどのような街になるのか全体像、鳥瞰図による説明を東京都も区も行っていない。道路の立体図面や形状などが公表されず、道路形状がどうなるかを抜きに街づくりの在り方は語れない。情報を公開し、全体像の説明を先行させることを求める。

(4) 整備後の道路は真直ぐでも坂になるのか、現道との繋がりがどうなるのか、道路が高くなるのか低くなるのか、道路の形状を住民に説明すべきである。

(6) 補助52号線の道路整備は事業化しています。道路事業が進められている中で、道路事業に協力されている方の生活再建の観点から新しいルールで建替えできるよう、用途地域の変更と地区計画は迅速に策定したいと考えています。

(1) 補助128号線沿道の街づくりについては、東京都の道路事業を契機とする沿道の皆様の街づくりの気運の高まりなどに応じて、検討していきます。

(2) ~ (14) 補助52号線の道路整備は東京都の事業であるものの、街づくり懇談会では、道路ネットワークや通過交通についても街づくり専門家を招いて勉強会を行い意見交換を行っております。街づくり懇談会でのご意見を踏まえ、今回の地区計画(原案)を提案しています。

また、これまでも道路整備についてのご意見は、補助52号線の事業者である東京都に伝えてきました。

東京都の担当部署にお伝えします。

(5) 補助 5 2 号線の盛土問題は沿道住民にとって大問題であるため、立体図を出してほしい。

(6) 現道をどう整備するのか、車の進入をどう規制するかを含めて住民に説明すべきである。

(7) 現在でも商店街が通過道路になり歩行者に危険である。商店街に一般車両を入れないことを徹底すべき。

(8) 道路計画の中止を求める。

(9) 世田谷線との交差部分は平面交差にするそうだが、渋滞・騒音・排気ガスの公害踏切となる。

(1 0) 広い交差点が増え、事故が起きる。

(1 1) 自転車道が狭い一方通行で逆走ができないなら自転車には乗りたくなくなる。

(1 2) 国土交通省は、都市計画道路見直しの手引きを公表し、住民の声を聞くことは必要としている。しかし、東京都は、都市計画道路は 7 1 年前に国により決定され、必要なの見直さないの一点張りだ。

(1 3) 道路は事業認可されているが、住民合意が得られていない。住み続けたいと願う住民の声も聞かず道路事業を強行すべきではない。区は優先して地権者から声を聞くべき。

(1 4) 車両増加による振動・騒音・大気汚染の対策と補償を強く求める。担当部署の民主的で誠実な対応を希望する。